

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第84号 概要

①件名	面接記録票等に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年11月12日（受理：平成30年11月12日）
③実施機関	子ども生活福祉部南部福祉事務所
④決定年月日	平成30年12月25日（南福第530号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>条例第15条第3号：開示請求者以外の個人に関する情報</p> <p>条例第15条第6号：個人の評価又は判断を伴う個人情報であり、開示することで当該事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるため。</p>
⑦審査請求年月日	平成31年12月25日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	事実の確認が必要なため。
⑩諮問年月日	令和元年5月15日（沖縄県諮問子第4号）
⑪答申年月日	令和元年9月12日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成30年12月25日付け南福第530号による保有個人情報部分開示決定については、別表の「審査会判断」の項目中「不開示」と記載の箇所以外については開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、平成30年6月及び7月に審査請求人が南部福祉事務所に来所した際に作成された「面接記録票」と、生活保護申請以降から記録された「ケース記録票」である。</p> <p>(2) 条例第15条第3号該当性について</p> <p>実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした箇所を確認すると、審査請求人が知ることができる情報及び公務員の氏名まで不開示とされているため、条例第15条第3号に該当する部分以外は開示すべきである。</p> <p>(2) 条例第15条第6号該当性について</p> <p>実施機関が条例第15条第6号に基づき不開示とした箇所を確認すると、同号に該当すると認められる箇所がないことから、開示すべきである。</p>

## 別表

No.	本件公文書の名称	不開示箇所	審査会の判断及び不開示の根拠規定	
			審査会判断	不開示の根拠
1	面接記録票 No.41 (1頁目)	「来訪の目的及び生活状況」欄 1行目	開示	
2	面接記録票 No.41 (1頁目)	「家族関係(収入等)」欄 3段名	開示	
3	面接記録票 No.41 (2頁目)	「係累図」中 2箇所	開示	
4	面接記録票 No.41 (2頁目)	「備考」欄 2行目	開示	
5	面接記録票 No.41 (2頁目)	「備考」欄 6行目	開示	
6	面接記録票 No.41-(2) (1頁目)	「来訪の目的及び生活状況」欄 1行目	開示	
7	面接記録票 No.41-(2) (2頁目)	「係累図」中 2箇所	開示	
8	面接記録票 No.41-(2) (2頁目)	「備考」欄 1行目	開示	
9	ケース記録票 (1頁目) H30.7.4	8行目～14行目	開示	
10	ケース記録票 (1頁目) H30.7.4	19行目	開示	
11	ケース記録票 (2頁目) H30.7.6	10～18行目	開示	
12	ケース記録票 (3頁目) H30.7.6	1～5行目	開示	
13	ケース記録票 (3頁目) H30.7.9	22行目	開示	
14	ケース記録票 (4頁目) H30.7.10	1～24行目	不開示	条例第15条第3号
15	ケース記録票 (5頁目) H30.7.13	1～3行目	不開示	条例第15条第3号
16	ケース記録票 (5頁目) 同日	10行目	開示	
17	ケース記録票 (5頁目) 同日	18～24行目	不開示	条例第15条第3号
18	ケース記録票 (6頁目) 同日	18～22行目	開示	
19	ケース記録票 (7頁目) H30.7.20	1～3行目	開示	
20	ケース記録票 (7頁目) H30.7.20	4～14行目	不開示	条例第15条第3号
21	ケース記録票 (7頁目) 同日	15～22行目	開示	
22	ケース記録票 (8頁目) H30.7.20	1～2行目	開示	

No.	本件公文書の名称	不開示箇所	審査会の判断及び不開示の根拠規定	
			審査会判断	不開示の根拠
23	ケース記録票 (8頁目) H30.7.24	7行目	開示	
24	ケース記録票 (8頁目) 同日	12行目	開示	
25	ケース記録票 (8頁目) 同日	20～21行目	開示	
26	ケース記録票 (9頁目) H30.7.25	2行目	開示	
27	ケース記録票 (9頁目) H30.7.26	4行目	開示	
28	ケース記録票 (9頁目) H30.7.26	5行目	不開示	条例第15条第3号
29	ケース記録票 (9頁目) H30.7.26	6行目	開示	
30	ケース記録票 (9頁目) H30.7.26	7行目	開示	
31	ケース記録票 (9頁目) 同日	10行目	開示	
32	ケース記録票 (9頁目) 同日	13～14行目	開示	
33	ケース記録票 (9頁目) 同日	15行目	開示	
34	ケース記録票 (10頁目) H30.7.27	4行目中段	不開示	条例第15条第3号
35	ケース記録票 (10頁目) H30.7.27	4～6行目 (4行目中段以外)	開示	
36	ケース記録票 (10頁目) H30.7.27	10～11行目	開示	
37	ケース記録票 (10頁目) H30.7.30	14行目中段	不開示	条例第15条第3号
38	ケース記録票 (10頁目) H30.7.30	14～15行目 (14行目中段以外)	開示	
39	ケース記録票 (10頁目) H30.7.30	17～20行目	開示	
40	ケース記録票 (10頁目) H30.7.31	24行目	開示	
41	ケース記録票 (10頁目) H30.8.1	27行目	開示	
42	ケース記録票 (10頁目) H30.8.1	28～30行目	開示	
43	ケース記録票 (10頁目) H30.8.1	34行目	開示	
44	ケース記録票 (11頁目) H30.8.7	9行目	不開示	条例第15条第3号

No.	本件公文書の名称	不開示箇所	審査会の判断及び不開示の根拠規定	
			審査会判断	不開示の根拠
45	ケース記録票 (11頁目) H30. 8. 7	1 0 行目中段	開示	
46	ケース記録票 (11頁目) H30. 8. 7	1 0 行目後段～1 1 行目	開示	
47	ケース記録票 (11頁目) H30. 8. 9	1 4 ～ 1 5 行目	不開示	条例第15条第3号
48	ケース記録票 (11頁目) H30. 8. 9	1 7 行目中段	不開示	条例第15条第3号
49	ケース記録票 (11頁目) H30. 8. 9	1 7 ～ 2 0 行目 ( 1 7 行目中段以外)	開示	
50	ケース記録票 (11頁目) H30. 8. 10	2 6 行目	開示	
51	ケース記録票 (11頁目) H30. 8. 13	3 5 行目	開示	
52	ケース記録票 (12頁目)	4 ～ 8 行目	開示	
53	ケース記録票 (12頁目)	1 0 行目	開示	
54	ケース記録票 (12頁目) H30. 8. 13	1 5 ～ 1 7 行目	開示	
55	ケース記録票 (12頁目) H30. 8. 15	2 3 行目	開示	
56	ケース記録票 (12頁目) H30. 8. 15	3 3 行目	開示	
57	ケース記録票 (13頁目) H30. 8. 16	6 ～ 2 0 行目	不開示	条例第15条第3号
58	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 16	4 行目	開示	
59	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 16	5 ～ 6 行目	開示	
60	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 16	9 行目	開示	
61	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 16	1 5 ～ 1 6 行目の3箇所	開示	
62	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 16	1 9 行目	開示	
63	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 16	2 4 ～ 2 6 行目	不開示	条例第15条第3号
64	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 16	3 0 行目	不開示	条例第15条第3号
65	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 17	3 1 行目	開示	
66	ケース記録票 (14頁目) H30. 8. 20	3 3 ～ 4 0 行目	不開示	条例第15条第3号

No.	本件公文書の名称	不開示箇所	審査会の判断及び 不開示の根拠規定	
			審査会判断	不開示の根拠
67	ケース記録票 (15頁目)	1～4行目	不開示	条例第15条第3号
68	ケース記録票 (15頁目) H30.8.20	8行目	開示	
69	ケース記録票 (15頁目) H30.8.20	9行目	開示	
70	ケース記録票 (15頁目) H30.8.20	22～24行目	開示	
71	ケース記録票 (15頁目) H30.8.21	36～40行目	不開示	条例第15条第3号
72	ケース記録票 (16頁目) H30.8.22	1行目中段	不開示	条例第15条第3号
73	ケース記録票 (16頁目) H30.8.22	1～2行目 (1行目中段以外)	開示	
74	ケース記録票 (16頁目) H30.8.27	15～19行目	不開示	条例第15条第3号
75	ケース記録票 (16頁目) H30.8.31	27行目	開示	
76	ケース記録票 (16頁目) H30.9.3	30行目	開示	
77	ケース記録票 (16頁目) H30.9.5	36～39行目	不開示	条例第15条第3号
78	ケース記録票 (17頁目) H30.9.5	1行目	開示	
79	ケース記録票 (17頁目) H30.9.5	12行目	開示	
80	ケース記録票 (17頁目) H30.9.5	13～14行目	開示	
81	ケース記録票 (17頁目) H30.9.5	17行目	開示	
82	ケース記録票 (17頁目) H30.9.5	18～22行目	開示	